



新茶香る季節

(古内地区 茶摘み風景)

古内地区には、藤井川に沿うように茶畑が広がっています。
ここで収穫される「古内茶」は、かつて、水戸黄門の名で知られる水戸光圀公も好んで飲まれたといわれており、奥久慈茶・猿島茶と並んで茨城三大銘茶に数えられています。

今月の 主な内容

- P. 2 マイナンバーが税の分野にも導入されます
- P. 3 外国人登録証明書をお持ちの皆さんへ
- P. 4 医療福祉費受給者証の更新について
- P. 5 まちのわだい
- P. 6 お知らせ

- P.10 歯科Dr.健康コラム
- P.11 学校だより
- P.12 文芸しるさと&今月の相談
- P.13 桂図書館・資料館だより
- P.14 1才になりました

マイナンバー(社会保障・税番号制度)が 税の分野にも導入されます



社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

今年10月から、個人番号・法人番号が通知され、来年1月から順次利用が開始されます。

税務関係書類への番号記載時期

申告書や法定調書などを提出する方は、次のとおり税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

| | 記載対象 | 適用時期 |
|------------|---------------------------------|---|
| 所得税 | 平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から | 平成28年分の申告 (平成29年2月16日 ～3月15日) |
| 法人税 | 平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から | (例)平成28年12月末決算 →平成29年2月28日まで |
| 法定調書 | 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注) | 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 →平成29年1月31日まで |
| 届出書 申請書 | 平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から | 各税法に規定する、提出すべき期限 |

(注)法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

個人番号(12桁の番号)

住民票を有する国民全員に一人一つ指定され、市区町村から住民票の住所に通知されます。

また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務などに限定されています。

法人番号(13桁の番号)

設立登記法人などの法人等に一人一つ指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます(法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません)。

法人番号は、個人番号と異なり、原則としてインターネット上で公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくこととなります。

また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける方から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

◎社会保障・税番号制度の最新情報

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、下記のホームページをご覧ください。

- ・内閣官房ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)
 - ・国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)
- ※「社会保障・税番号制度」のバナーからアクセスできます。

- ・マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178
午前9時30分～午後5時30分(土・日・祝日、年末年始を除く) ※通話料がかかります。

問合せ 企画財政課 ☎029-288-3111 (内線238)

外国人登録証明書をお持ちの皆さんへ

～期限までに特別永住者証明書または在留カードへの切り替えが必要です～

外国人登録証明書



①の在留資格が

「特別永住者」



「永住者」

及び

「永住者」以外の
中長期在留者



特別永住者証明書



在留カード



(注1) 在留資格変更許可等を受けている場合、最新の在留資格等は証明書裏面に記載されています。

(注2) 16歳未満の方には、保険証サイズ(A5版厚紙)の二つ折りの外国人登録証明書が交付されています。

※文中の画像は全て入国管理局のホームページより引用しています。

| | 対象者 | 切り替え期限 |
|-------|------------------------|-------------------------------|
| 特別永住者 | 平成24年(2012年)7月9日に16歳以上 | ②に記載された誕生日が平成27年(2015年)7月8日まで |
| | | ②に記載された誕生日が平成27年(2015年)7月9日以降 |
| | 平成24年(2012年)7月9日に16歳未満 | ②の期日まで |
| | 平成24年(2012年)7月9日に16歳未満 | 16歳の誕生日まで |

| | 対象者 | 切り替え期限 | |
|-----|------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 永住者 | 平成24年(2012年)7月9日に16歳以上 | 平成27年(2015年)7月8日まで | |
| | 平成24年(2012年)7月9日に16歳未満 | 平成27年(2015年)7月8日までに16歳の誕生日を迎える方 | 16歳の誕生日まで |
| | | 平成27年(2015年)7月9日以降に16歳の誕生日を迎える方 | 平成27年(2015年)7月8日まで |

| | 対象者 | 切り替え期限 |
|--------------------|-------|---|
| 「永住者」以外の 中長期在留者 | 16歳以上 | 在留期間の満了の日または平成27年(2015年)7月8日のいずれか早い日 |
| | | 在留期間の満了の日、平成27年(2015年)7月8日、または16歳の誕生日のいずれか早い日 |
| | 16歳未満 | 在留期間の満了の日 |
| | | 在留期間の満了の日または16歳の誕生日のいずれか早い日 |

※くわしくは、入国管理局ホームページ(<http://www.immi-moj.go.jp/>)をご覧ください。

<外国語でのお問い合わせ>

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日 8:30~17:15)

☎0570-013904 (IP電話、PHS、海外からは ☎03-5796-7112)



入国管理局
ホームページ

問合せ 町民課 ☎029-288-3111 (内線116)

医療福祉費受給者証（マル福）の更新について

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日までとなっています。7月から使用する新しい医療福祉費受給者証を、**6月下旬に各受給者宛に送付します**。7月1日以降に医療機関等を受診する際には、新しい受給者証を医療機関等の窓口で提示してください。

なお、期限を過ぎた医療福祉費受給者証は個人情報などが記載されていますので、役場保険課または各支所へご返却いただくか、各自の責任において処分してください。

7月1日
更新です

医療福祉費
受給者証

■ご注意ください！

次に該当する方は保険課の窓口で手続きが必要です。

○平成27年1月1日以降、城里町に転入された方

更新時に前住所地（平成27年1月1日現在）の平成27年度所得課税証明書が必要です。

○城里町外に居住する方の扶養になっている方

更新時に扶養義務者の平成27年度所得課税証明書が必要です。

○母子家庭・父子家庭で家族構成等に変更があった方

家族構成に変更があった場合には、すぐに保険課へご連絡ください。さかのぼって資格喪失した場合には、医療費の一部負担金を返却していただくことがあります。

○重度心身障害者で、障害年金の等級が変更になった方

障害年金の等級に変更があった場合には、すぐに保険課へご連絡ください。

医療福祉（マル福、マル特）制度について

マル福（マル特）制度とは、医療保険を使って病院などにかかった場合の医療費一部負担金を助成する制度です。なお、保険が適用されない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成の対象外です。

■医療福祉制度（マル福、マル特制度）の申請はお済みですか？

マル福（マル特）は、制度の対象者であっても申請を行わなければ助成を受けることができません。次の条件に該当される方は保険課窓口で申請を行ってください。

| 区分 | 対象者 | |
|---------|---------------------------------|--|
| マル福 | 妊産婦 | 母子手帳の交付を受けた妊産婦 |
| | 小児 | ・0歳から小学6年生までの小児 ・中学生の入院 |
| | 重度心身障害者 | ・身体障害者手帳1級・2級及び3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定が㊤・Aの方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方等 ※65歳以上の方につきましては後期高齢者医療制度の被保険者となられた方を対象とします。 |
| 母子・父子家庭 | 18歳未満の子を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその子 | |
| マル特 | 特例小児 | ・中学校3年生までで所得制限によりマル福制度を受けていない小児 ・中学生の外来 |

＜申請時に必要なもの＞

- ①印鑑
- ②健康保険証
- ③転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方はその市町村の所得課税証明書
- ④障害の程度が確認できる書類(障害者のマル福を申請する場合)

SPORTS

4 25・26 第29回城北地方中学バスケットボール大会

常北中学校体育館ほか
 近隣の中学校から男女各12チームが参加して
 行われた大会の結果は次のとおりです。

男子の部 優勝 岩間中 準優勝 友部二中
 第3位 青葉中
 女子の部 優勝 桂中 準優勝 小川南中
 第3位 岩瀬西中



▲女子の部 優勝 桂中学校

まちのわだい

MY TOWN NEWS

5 11 交通安全キャンペーン

石塚小学校前の国道123号で春の交通安全キャンペーンが実施されました。

このキャンペーンは、春の全国交通安全運動期間(5月11日～20日)にあわせて、町と警察、各種団体等が協力して実施しています。

交通事故の大半を占める「子どもと高齢者の交通事故防止」を目標に掲げ、町安全協会や交通安全母の会の会員、水戸桜ノ牧高等学校常北校の生徒など約50人が赤信号で停車中のドライバーに啓発品を手渡ししながら、安全運転を呼びかけました。



平成26年度は新たに23品目を城里町ブランド推奨品に認定!!

| 区分 | 品名 | 生産者等 |
|---------------------|---------------|----------------|
| 加工品 | 赤ねぎせん | (株)桂ふるさと振興センター |
| | かつどら | |
| | 大山寺みそ | 桂むらおこし会 |
| | ふるさと饅頭 | 春木屋菓子店 |
| | しんこ餅(白・よもぎ入) | 石塚食品 |
| | 黒にんにく | 城里にんにく本舗 |
| | 梅最中 | (株)クリエイティブ三愛 |
| | 日本みつばちのはちみつ | 小林 勉 |
| | 城里産 米粉 | (有)桂農産 |
| | 常陸秋そば石臼挽きそば粉 | |
| | とうふ | 坪井 祐一 |
| | 絹とうふ | |
| | 気まぐれ店主の干しいも | 井出 光弘 |
| | 気まぐれ店主のつぼ焼きいも | |
| しろさとキングポークじゅうねん味噌漬け | 割烹川広 | |
| シフォンケーキ | 美人工房 | |
| 工芸品 | きみのつみきのもと | |
| | 桜のまな板立て | (株)大崎材木店 |
| | コロブスのまないた | |
| 農産品 | フラワーチェア | 加藤木工 |
| | 花びらたけ | 七会きのごセンター |
| | 常陸秋そば | じょうほくそば生産組合 |
| | しろさとキングポーク | (有)大島農産 |

城里町ブランド推奨事業とは、清らかな水と豊かな森に育まれた城里町内の優良な農産品や工芸品を、城里町ブランド推奨品として認定し幅広く情報発信することで、地域産業の活性化や地域イメージ(魅力)向上を図ることを目的として実施するものです。推奨品として認定されると、認定証が交付され、ロゴマークを使用できるようになり、ふるさと納税の返礼品として使用させていただく等、町としてPR活動のお手伝いをさせていただきます。

城里町ブランド推奨品 新規認定申請受付中



申請資格

- 原則、次のいずれにも該当していること
- ・城里町内で生産・加工、またはそれを原材料として使用していること
 - ・関係する法令を順守していること

申請期限 6月19日(金)

審査 認定基準に従い、審査会を開催

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

※申請書は、町ホームページからダウンロードいただくか、産業振興課にて直接お受け取りください。

申込先・問合せ 城里町ブランド創出協議会事務局(産業振興課内) ☎029-288-3111(内線254)

お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

お知らせ

ひとり親家庭の父・母のための「パソコン基礎講座」

茨城県母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業支援を目的とした講習会を開催します。

日時

7月4日(土)、11日(土)

午前9時30分～午後4時30分

場所 クリエートPC教室

(水戸市北見町8-12)

※駐車場あり

定員 10名程度(先着順)

対象者 パソコン初心者

文書作成等ができる方はご遠慮ください

自己負担額 1,000円

募集期間

6月8日(月)～26日(金)

申込先・問合せ

茨城県母子家庭等就業・自立支援センター

(水戸市三の丸1-7-41)

☎ 029-1233-1235

学生の皆さんへ！「大好きいばらき企業説明会」を開催します

県内企業約100社の企業の企業説明を受けることができますので、ぜひご参加ください。(参加費無料・事前申込み不要)

また、企業説明会の回り方を指導するプレセミナーにもぜひご参加ください。

開催日及び場所

■水戸会場 6月16日(火)

ホテルレイクビュー水戸

■土浦会場 6月25日(木)

ホテルマロウド筑波

日程

○プレセミナー

午前11時～11時50分

○説明会

午後1時～午後4時

対象者

大学院・大学・短大・専修学校等(高校は除く)の平成28年3月卒業予定者及び既卒未就職者

※参加予定企業等の最新情報等、詳細については、大好きいばらき企業説明会のホームページでご確認ください。

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/h27daisuki/index.html>

問合せ 県労働政策課

☎ 029-1301-3645

水戸産業技術専門学院オープンキャンパス

水戸産業技術専門学院では、技術系の進路を考えている方に体験していただくためのオープン

ンキャンパスを開催します。

開催日時

7月4日(土)、23日(木)、8月19日(水)／午前9時30分から

場所 水戸産業技術専門学院

(水戸市下大野6342)及び

同学院水府町校舎(水戸市水府町864-4)

内容 キャンパスツアー、体験授業等

※実施日の3日前までにお申し込みください。詳細については、同学院ホームページ(<http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>)をご覧ください。

申込先・問合せ

水戸産業技術専門学院

☎ 029-1269-2160

募集

放送大学10月入学生募集

放送大学では、平成27年度第2学期(10月入学)の学生を募集します。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間

6月15日(月)～9月20日(日)

※詳細については放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp/>)をご覧ください。

資料請求・問合せ

放送大学茨城学習センター

☎ 029-1228-0683

(ホームページでも受け付けています)

相談

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

悩みを持ったお子さんや保護者からの相談を受け付けます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

期間 6月22日(月)～28日(日)

時間 平日／午前8時30分～

午後7時、土・日／午前10時～

午後5時

相談専用電話番号

☎ 0120-007-1110

(全国共通フリーダイヤル)

実施機関 水戸地方法務局、茨

城県人権擁護委員連合会

相談員 法務局職員、人権擁護

委員

問合せ 水戸地方法務局

☎ 029-1227-9911



女性の権利110番

茨城県弁護士会及び日本弁護士連合会では、男女共同参画週間にあわせて、女性の権利に関する無料電話相談を実施します。

日時 6月23日(火)
午後1時～4時

相談専用電話番号
☎029-224-5182
☎029-224-5183

相談内容 女性に対する暴力(ドメスティックバイオレンス、ストーカー、セクシュアルハラ、スメント)、離婚に関する諸問題、職場における差別など

問合せ 茨城県弁護士会
☎029-224-3501

夏休み親子生活教室参加者募集

茨城県消費生活センターでは、消費生活への関心を高めることを目的とした親子体験教室を実施します。参加費は無料です。

◆LEDでオリジナルランプをつくらう
日時 7月30日(木) ①午前10時～正午
" ②午後1時～3時
場所 水戸合同庁舎 6階 入札室
対象者 小学生(中・高学年)及び保護者
募集人数 各10組20名 <先着順>
内容 照明用電球の種類と仕組みを学び、LEDを使った工作を体験。

◆スナック菓子について調べてみよう
日時 7月31日(金) 午前10時～正午
場所 水戸合同庁舎 2階 研修室
対象者 小学生(低学年)及び保護者
募集人数 15組30名 <先着順>
内容 ゲームをしながら、身近なおやつの原材料について考える。

※各講座とも、消費者教育啓発員によるケータイ・スマートフォントラブルに関する講話が含まれます。

申込方法 電話でお申し込みください。
<申し込みの際の必要事項>
①氏名 ②年齢 ③住所 ④電話番号
⑤同伴者(氏名及び参加者との関係、年齢)
⑥参加希望日時
申込期間 6月29日(月)～7月3日(金)
(受付時間 8:30～17:15)

※当日、筆記用具と飲み物をご持参ください。
申込先・問合せ
茨城県消費生活センター 相談試験課
☎029-224-4722

～おでかけください～

6～7月のイベント情報(県央地域)

- 水戸市
「第41回水戸のあじさいまつり」
6月14日(日)～7月5日(日)/保和苑ほか
問合せ 水戸のあじさいまつり実行委員会
(水戸市観光課内) ☎029-232-9189
- ひたちなか市
「海水浴場開設」/阿字ヶ浦、平磯、姥の懐マリプール
7月18日(土)～8月23日(日)
※姥の懐マリプールは臨時休業あり
問合せ ひたちなか市 観光振興課
☎029-273-0111
- 大洗町
「大洗海上花火大会」
7月25日(土)/大洗サンビーチ(雨天順延)
問合せ 大洗のまつり実行委員会
(大洗町商工観光課内) ☎029-267-5111
- 茨城町
「第6回ひぬまあじさいまつり」
6月20日(土)～7月12日(日)/涸沼自然公園
※7月4日(土)、5日(日)に各種イベント開催
問合せ 茨城町地域産業課 ☎029-240-7124

広告

第十回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

① 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

② 戦没者等の子

③ 戦没者等の(一)父母 (二)孫 (三)祖父母 (四)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ 前記以外の戦没者等の三親等

■内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

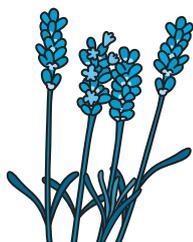
額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間

平成30年4月2日まで(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。)

■請求先・問合せ

健康福祉課(内線134)
☎029-1288-1311



平成27年度

税務職員募集

受験資格

- ①平成27年4月1日現在、高校または中等教育学校を卒業後3年を経過していない者及び平成28年3月までに卒業見込みの者
- ②人事院が①に準ずると認める者

申込方法等

1. インターネット申込

ⒽⒽ⒫ <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
受付期間：6月22日(月) 午前9時
～7月1日(水)〔受信有効〕

2. 郵送または持参

最寄りの税務署等で様式を入手し、人事院関東事務局(〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館)へ提出
受付期間：6月22日(月)～24日(水)
〔郵送の場合、当日消印有効〕

問合せ

- インターネット申し込みに関すること
人事院人材局試験課〔平日 9:30～17:00〕
☎03-3581-5311(内線2332)
- 上記以外
関東信越国税局人事第二課試験係
〔平日 8:30～17:00〕
☎048-600-3111(内線2097)

児童手当現況届の提出について

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。この届け出は、毎年6月1日現在の状況を確認し、児童手当を引き続き受けられるかどうか審査するためのものです。この届け出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◆◆◆◆◆ 現況届に必要な書類 ◆◆◆◆◆

- ・健康保険被保険者証の写し(請求者のもの)
- ・その他必要に応じて提出する書類(平成27年1月1日時点で城里町に住居登録をしていなかった方は所得課税証明書、養育している児童と別居している場合は別居監護申立書と児童の属する世帯全員の住民票など)

現在、児童手当を受給されている方に、個別に現況届の用紙を送付しますので、必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて期限までに健康福祉課(役場本庁舎1階)へ提出してください。

問合せ 健康福祉課 ☎029-240-6550

平成26年度住民基本台帳の閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

| 申出者氏名 | 請求事由の概要 | 閲覧年月日 | 対象区域 | 件数 |
|--|--|-----------------|---|------|
| | | | 対象者 | |
| (一社)新情報センター 事務局長 平谷伸次 | 「国民生活に関する世論調査」の対象者抽出 委託者：内閣府大臣官房政府広報室 | 平成26年 6月12日 | 上入野 20歳以上の日本国籍を有する男女 | 32件 |
| 城里町役場 企画財政課 | 「平成26年度県民選好度調査」の対象者抽出 委託者：茨城県企画部企画課 政策・総合計画グループ | 平成26年 6月18日 | 町内全域 満20歳以上の男女 | 35件 |
| (一社)中央調査社 会長 西澤 豊 | 「第7回メディアに関する全国世論調査」の対象者抽出 委託者：(公財)新聞通信調査会 | 平成26年 7月1日 | 高根台 満18歳以上の日本国籍を有する男女 | 19件 |
| (一社)中央調査社 会長 西澤 豊 | 「外交に関する世論調査」の対象者抽出 委託者：内閣府大臣官房政府広報室 | 平成26年 10月7日 | 増井 20歳以上の日本国籍を有する男女 | 15件 |
| (一社)中央調査社 会長 西澤 豊 | 「社会意識に関する世論調査」の対象者抽出 委託者：内閣府大臣官房政府広報室 | 平成26年 12月15日 | 上阿野沢・御前山 20歳以上の日本国籍を有する男女 | 34件 |
| (株)日水コン 代表取締役社長 野村喜一 | 国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所による「那珂川環境整備事業」の効果を分析するためのアンケート対象者抽出 委託者：国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 | 平成26年 12月16日 | 孫根・岩船・高根・高根台・阿波山・下阿野沢・上阿野沢・御前山 満18歳以上の男女 | 656件 |
| (株)建設技術研究所 東京本社社長 兪 朝夫 (株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 | 霞ヶ浦で実施した環境整備事業の評価等について検討することを目的とするアンケート調査を実施するための対象者抽出 委託者：国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 | 平成27年 1月7日 | 町内全域 満20歳以上の男女 | 9件 |
| (株)日水コン 代表取締役社長 野村喜一 | 国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所による「那珂川環境整備事業」の効果を分析するためのアンケート対象者抽出 委託者：国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 | 平成27年 1月28日 | 町内全域 満18歳以上の男女 | 47件 |

問合せ 町民課 ☎029-288-3111 (内線116)

農業委員及び担当区域の変更について

平成27年4月に農協推薦委員が変わり、4月27日の町農業委員会定例総会において、各委員の担当区域が変更となりましたのでお知らせします。

<委員の改選>

| 退任した委員 (JA推薦) | 新たに選任された委員 (JA推薦) |
|-------------------|------------------------------|
| 鯉 渕 善 子 (4月26日退任) | 藪 部 文 明 (徳蔵在住/担当区域:塩子一区・徳蔵区) |
| 櫻 井 昭 次 (4月25日退任) | 宮 本 仁 (高久在住/担当区域:錫高野区) |

<上記の改選による他の委員の担当区域の変更>

| 委員名 | 旧担当区域 | 新担当区域 |
|---------|----------------|-----------------|
| 代々木 英 夫 | 下古内一区・二区・三区 | 上古内、下古内一区・二区・三区 |
| 加藤木 勝 三 | 錫高野区、孫根区の一部 | 孫根区 |
| 加 藤 文 夫 | 岩船区、高根区、孫根区の一部 | 岩船区、高根区 |

問合せ 農業委員会事務局 ☎029-288-3693 (直通)

歯肉炎、歯周病のメカニズム

城里町歯科医師会

今の時期は幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校で歯科検診が行われます。

わたしも保育園、中学校、高等学校の校医をしておりまして、最近も歯科検診を行ってきました。昔に比べて虫歯はかなり減ってきていて、虫歯が無くて治療の痕も見受けられない生徒がかなり多くみられます。しかしながら、そのような生徒でも歯肉炎あるいは歯肉炎になりそうな状態が見られることが大変多いので問題です。そこで今回は歯肉炎、歯周病がなぜ起こるかを説明していきます。

1. 口の中の健康はこうして保たれています

健康な状態であってもごくわずかな細菌が存在します。人の体には、もともと細菌の活動に抵抗する力があり、歯肉溝(歯と歯肉の境目の溝)の部分には、白血球、マクロファージ、リンパ球が移動してきます。そして細菌と戦う準備をします。これが免疫の働きです。このように人体には防御機構がはたらいっているのです。

2. むし歯も歯周病も細菌感染症です

むし歯も歯周病も細菌により起こります。細菌は、歯の表面や、歯肉についたプラーク(歯垢)の中に居ます。細菌の活動に対する抵抗力(生体の防御力)は人によって大きな差があり、むし歯や歯周病になりやすい人と、なりにくい人がいるのは、そのためです。

3. なぜ歯周病になるのでしょうか

歯周病は歯と歯肉のあいだ(歯肉縁下)に入った歯周病菌により起こります。細菌の活動は歯と歯肉の間の結合組織を徐々に壊し、すき間(歯周ポケット)を作ります。

このとき生体の防御力はタバコやストレスなどの危険因子によって、大きく左右されます。組織に進行したものが歯周病です。

4. 歯肉炎は知らないあいだに始まっている

口の中の細菌数が増えるにつれて、歯肉溝の部分に炎症症状が現れます。歯肉が赤く腫れ、出血が起こり、仮性ポケットが形成されます。これが歯肉炎です。この段階で、病気に気づいて適切な治療を受ければ、大部分の歯肉炎は健康な歯肉に回復します。

5. こうなったら歯周病

歯肉炎を放っておくと、歯と歯肉を結びつけている歯周靭帯(歯根膜)がこわれ、そこに歯周ポケットが形成されます。続いて歯槽骨(歯の周りの骨)が吸収して歯はぐらぐらになり(歯の動揺)、さらには歯周ポケットからうみが出るようにもなります。

進行してしまった歯周病は、治療して元通りの歯肉や歯槽骨の状態に戻すことはできません。しかし、患者さんと歯科医の努力によって、ある程度まで健康な状態を取り戻すことは可能です。

すこしでも不安なことがあったら、最寄りの歯科医に相談してみてください。

8020高齢者よい歯のコンクールに応募してみませんか？

| | |
|------|--|
| 対象者 | 80歳以上(誕生日が昭和10年3月31日以前)で、自分の歯(治療歴があっても可)を20本以上有する方〔過去の入賞者を除く〕 |
| 募集方法 | 下記①～⑥の必要事項を記載し、官製ハガキまたはFAXで茨城県歯科医師会宛にお申し込みください。申し込まれた方に口腔審査票を送付しますので、茨城県歯科医師会に加盟している歯科医院で検診を受けてください。 ＜必要事項＞ ①郵便番号及び住所 ②氏名(ふりがな) ③性別 ④生年月日 ⑤電話番号 ⑥かかりつけまたは最寄りの歯科医院の名称 |
| 応募期間 | 7月17日(金)まで〔必着〕 |
| 入賞者 | 最優秀1名、優秀5名、シニア賞1名、茨城県歯科医師会長特別賞1名 |

申込先・問合せ 茨城県歯科医師会 8020事業係 (〒310-0911 水戸市見和2丁目292の1)
☎029-252-2561 FAX 029-253-1075

学校だより 城里町立常北中学校

～学校のわだいを
お届けします～



学校のホームページでも
情報を随時配信しています。



城里町立常北中学校

検索



凡事徹底 授業集中 無言清掃 整理整頓

本年度の常北中学校の
スローガンは凡事徹底で
す。また行動の目標とし
て三つ掲げました。



本年度、七会中学校と
統合をし、全校生徒が三
九六人となりました。そ
れに伴い学区が広がりま
した。七会地区赤沢から
学校までは、20キロメー
トルあります。バスで55
分ほどかかります。

七会中との統合



新年度をむかえ、新入
生も慣れない自転車での
通学が始まりました。そ
のため、交通事故が大変
心配されます。
そこで、新入生を対象
に交通安全教室を行いま
した。学校近くの危険箇
所を担任とともに確認し
ました。

交通事故防止の 取り組み



本校のホームページ
には、行事や部活動の様
子・結果など多くの情報
を掲載しております。
最近では、毎日、百名
以上の方からアクセス
をいただいております。
生徒たちの活躍の様子
を紹介しながら、開かれ
た学校づくりを目指し
てこれからも多くの情
報を発信してまいりま
すので、ぜひご覧くださ
い。

ホームページについて (お知らせ)



問合せ 城里町立常北中学校 (城里町下青山10) ☎029-288-2025 FAX 029-288-2042

今月の相談コーナー

6月

| 相談内容 | 日時 | 場所 | 内容等 | 相談員 | 問合せ |
|--------|---------------------------------|--------------|--|-----------|-----------------------------------|
| 人権相談 | 24日(水) 10:00~15:00 | 桂公民館 | 内容/いじめ、体罰、差別、離婚、相続、金銭貸借、借地借家、近隣トラブルなど | 人権擁護委員 | 健康福祉課 ☎029-288-3111 (内線130) |
| 心配ごと相談 | 10日(水) 24日(水) 10:00~12:00 | コミュニティセンター城里 | 内容/家庭内の心配ごと、交通事故、結婚、離婚、遺産相続、土地問題など | 町の相談員、弁護士 | 社会福祉協議会 ☎029-288-7013 |
| 消費生活相談 | 毎週月・水・金曜日 9:00~16:00 | 産業振興課 | 内容/悪質商法や多重債務などの消費者トラブル ※事前に電話で申し込み。 | 消費生活相談員 | 産業振興課 ☎029-288-3111 (内線257) |
| 教育相談 | 毎週火・木・金曜日 10:00~17:00 | うぐいすの広場 | 内容/教育に関すること全般 相談専用 ☎029-288-2080 | 専門指導員 | 教育委員会事務局 ☎029-288-7010 |

※ 6月24日(水)の人権相談は、人権擁護委員の日(6月1日)にちなんで、特設人権相談として実施します。

俳句

夜の雲大きく割れて春の星
飯田 勇一
菜種梅雨霽の中なり中尊寺
飯村 昭子
涼み台怒濤を照らす宿灯り
一杉 常子
引き返す選択はなし鳥雲に
今瀬 多代美
夏燕ガラスに当り無念なり
袴塚 良子
唇に空覚えの歌花水木
竹内 幸子

文芸しろさと

短歌

生かされて余生の青春楽し
まむ心とからだいたわりにつつ
山形 式妙
萌え出でしみどりの中に春風
かぜ
受けて草ひき居れば心癒さる
大森 久子
小学校合併となり朝夕に
嬉嬉とし通る生徒のみゆる
青柳 京子
雨上り青空一面見上ぐれば
老いの心も癒されにけり
所 美恵子
盗み食ひに忙しき雀ら鶏舎
から出でて嘴拭ひ飛び去る
杉山 みちこ

鴨川に真砂女の句集春の雲
綿引 英子
沖行く帆光となりて春の海
鯉渕 寿美恵
穂の芽の天麩羅青し梅雨明くる
仲田 まちゑ
花吹雪鯉の口にも届さけり
森 静江
茅花流し那珂川を潮遡る
瀬谷 博子
デイサービス順番唄う雛祭り
岩下 金司
聴耳の遠くに及ぶ初音かな
田口 勝元

早春賦口遊みつつ歩む庭
沈丁花のつぼみ未だ開かず
渡辺 千紗子
春の香を放ちて桜花咲きさ
かる心なごみて憂きこと忘る
枝 不美
九ちゃんの「見上げてごらん夜の
星を」弾きつつ祈る核なき世界
島 愛子
はなれ住む男孫二人が帰省
して会話はすみぬ子供の日にて
坪井 きよ子
生業の製茶準備に励みし日
思い起せりイチハツ咲けば
萩谷 登喜子
散り急ぐ桜吹雪を遊ばせて
風心地よく吹き抜けてゆく
富田 佐智子

川柳

わが齡九十三才柿若葉
寺門 孝子
禿げ白髪見かけじゃ歳は
わからない
富田 多蔵
飛び出すな俺もビックリ蛙君
飯村 孝一
文芸のしろさとぐらいい載って
やる
武田 修一



植え終えし田面に風の吹き
来れば緑美しさが波の中
鶴田 すが
咲きました次から次と屋敷
中花と語らいパワーをもらう
富田 欽子
子も孫も八十五歳の夫側に
後は欲せず明るく暮らす
菌部 光子

新着図書から

▼池上彰が読む「イスラム」世界／池上彰／KADOKAWA
 ▼子育てで破産しないためのお金の本／畠中雅子／廣済堂出版▼殺意は必ず三度ある／東川篤哉／実業之日本社▼春雷／葉室麟／祥伝社▼BURA♥金沢／田中美里／日本文芸社▼ひつじのショーンパーティーをしよう／アードマン・アニメーションズ／金の星社▼まじっく快斗1412 ①、②／青山剛昌／小学館



☎029-289-4946

パソコン・携帯から蔵書検索・予約できます

PC <http://lib.town.shirosato.ibaraki.jp>

携帯 <http://lib.town.shirosato.ibaraki.jp/mobile/>

携帯用QRコード

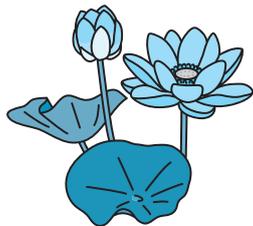


カレンダー 6・7月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|-----|----|-----|----|----|----|
| | 6/1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 7/1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

火～金 10:00～18:00
 土・日・祝 10:00～17:00

● 休館日
 ○ おはなし会 11:00から



医師国家試験直前の一止とその仲間たちの友情を描く「有明」、本庄病院の内科部長・板垣と事務長・金山の不思議な交流を綴る「彼岸過ぎまで」など、「神さまのカルテ」にまつわる人々の前日譚全4編を収録した短編集。



★新刊案内★
 ○神様のカルテ0
 著 夏川真介

蔵書点検による特別休館 6月22日(月)～29日(月)

特別休館期間中における資料の返却方法は次のとおりです。

○図書 →ブックポストへ

○視聴覚資料(CD、DVD、ビデオ)

→6月22日(月)～26日(金)、午前9時から午後5時まで図書館入口に専用返却箱を設けます。ご協力をお願いします。



平重盛は、平安時代末期に権勢をふるった平清盛の長男です。『平家物語』では、父清盛の悪行を諫めるなど、文武にすぐれた人物として描かれています。京都六波羅の小松谷に住居があつたことから「小松殿」とも呼ばれました。一一七七年には内大臣に昇進しますが、わずか二年後に、四十二歳で亡くなっています。



城里町の文化財さんぽ(一)
 県指定史跡「伝内大臣平重盛墳墓」
 でんないだいいんたいらのしげもりふんぼ

指定年月日／昭和六年十二月三日 所在地／城里町上入野
 管理・所有者／小松寺

北陸・下野塩原を経て、常陸に入り、同族の大掾義幹からこの地をもらい平家一族を吊つたとされます。

小松寺の裏山にひっそりと立つ宝篋印塔が「伝内大臣平重盛墳墓」です。昭和六年、茨城県の史跡第一号として指定されました。

小松寺には、貞能や重盛夫人の墓・仏像・古鏡・経典等、重盛関連の品が伝えられています。中でも、重盛の守本尊と伝える方約八センチ程の「木造浮彫如意輪観音像」は秀逸で、国の重要文化財に指定されています。この観音像は、毎年正月元日の早朝、午前三時と五時から各三十分のみ拝観することが出来ます。

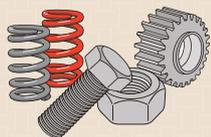
解説文／町文化財保護審議会会長 小山映一

問合せ 教育委員会事務局
 ☎029-288-3135

城里町の工業展

期間 6月1日(月)～8月31日(月)
(平日のみ)
時間 午前8時30分～午後5時
場所 役場本庁舎 町民ホール

町内の事業所にご協力を
いただき、「城里町の工業」
をパネル等でご紹介します。



6月10日生まれ

いと
加藤木 瑠斗くん(石塚)
父・良太さん 母・優菜美さん



お兄ちゃんが大好き♡笑顔がとってもかわいい瑠斗。すくすく育てね。

Happy Birthday!

1才になりました



6月生まれの
1才は11人

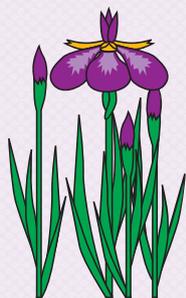
町観光協会提供 町内のイベント情報

城里町観光協会(産業振興課内)
☎ 029-288-5295

～おでかけください～

青山 花しょうぶ園

休耕田を利用した約4,000㎡の広大な敷地に70種類以上の花ショウブが咲き誇ります。
期間中、園内が無料開放されますのでぜひご覧ください。



解放期間

6月10日(水)～30日(火)

※花の見ごろは6月中旬～下旬頃(気候により開花時期が異なります)

ホロルの湯からのお知らせ

◇近日のイベント

- ・ 6/21(日)「手づくり市」
(10:00～17:00/玄関ホール)
- ・ 6/28(日)「ホロルまつり」
(10:00～17:00/玄関ホール)

◆休館日(6月～7月)

6月1日(月)、8日(月)～12日(金)【設備点検】、15日(月)、22日(月)、29日(月)、7月6日(月)、13日(月)、21日(火)、27日(月)

問合せ ホロルの湯 ☎029-288-7775

町の人口 5月1日現在

| | 人数 | 前月比 |
|----|---------|-----|
| 人口 | 20,028人 | -26 |
| 男 | 9,685人 | -22 |
| 女 | 10,343人 | -4 |
| 世帯 | 7,273世帯 | +9 |

今月の納税

| |
|-------------------------|
| 町 県 民 税 (1 期) |
| 国民健康保険税 (2 期) |
| 介護保険料 (2 期) |
| 上下水道使用料 (6 月分) |
| 住宅使用料 (6 月分) |
| 納期限: 6月30日(火) |
| 納税には簡単で便利な口座振替をご利用ください。 |

(キトリ)

